

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための新島学園短期大学活動制限レベル基準表 (3/10現在: 学生の入構・学内施設利用を除きレベル1) ※1

2021/3/10更新 (レベル変更)

レベル	授業	学生の入構・学内施設利用	課外活動	県外移動	研究・大学運営・学外者の入構
0 通常	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり
1 一部 制限	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 面接授業（講義科目/演習/実習）・学外授業 を実施する。 遠隔授業を活用する。 * 面接授業実施にあたっては、通学時の感染 防止に最大限配慮する。	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 指定施設について利用可 ①遠隔授業受講：座席指定 ②学生ホール：使用可能座席の指定、正対し ての着席禁止、会話時のマスク着用 学内での食事可	感染予防・拡大防止措置※2をし、事前 許可を得たうえ、 活動可（学外活動を含む） ただし、会食（話しながらの食事） は禁止。	教職員の業務上 の移動は個別に 判断する	自宅での研究活動可。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 通常どおり。 群馬県から他都道府県との往来自粛が出され ている場合、来訪の可否は県の方針に準じ る。
2 緩和	遠隔授業主体で実施する。 感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 一部の科目について面接授業を実施	感染予防・拡大防止措置※2のうえ、 面接授業受講以外は、指定施設について特定 の目的（遠隔授業の学内受講/図書の借出し・ 返却/キャリアセンター資料閲覧 等）のみ利 用可（事前許可制） * 図書館・キャリアセンター以外の用件の場 合は、ゼミ担当教員を通じて事前許可 * 学内滞在は最短時間	全面活動停止		時差出勤・テレワークの積極的活用 対面での会議は少人数（10人以下）に限り、 オンライン会議を原則とする。 来訪者は、本学の業務遂行に必要な場合に限 り認める（郵便物の配達等以外は、事前許可 要）。
3 制限	原則として遠隔授業 ゼミのみ、実施方法の制限・滞留学生数の調 整等を行ったうえ実施可能	原則として登学禁止 教職員の指示/許可による登学のみ	全面活動停止	群馬県のガイド ラインに従う (通勤・ 通学、 事務機能維持のための最小限の人員以外は出 勤停止。 原則としてオンライン会議 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 学内者を含め入構は事前許可要。	事務機能維持のための最小限の人員以外は出 勤停止。 原則としてオンライン会議 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 学内者を含め入構は事前許可要。
4 閉鎖	遠隔授業のみ 大学施設は閉鎖	登学禁止 大学施設は閉鎖	全面活動停止		大学施設管理・緊急事態対応に必要な最小限 の人員のみ出勤可。 電話は自動応答とし、メール対応のみ。 施設管理・緊急事態等対応者以外入構不可。

※1 この基準表は、群馬県の「社会経済活動再開のガイドライン」の「警戒度」をもとに作成したものです。今後の状況に応じて隨時見直しを行い、変更する場合があります。

活動制限レベルは、群馬県の「警戒度」、本学の学生・教職員の状況等を勘案して決定します。

※2 感染予防・拡大防止措置：

レベル1：登学前の検温（毎朝）、マスク着用（夏季は熱中症に注意）、校舎入館時の手指消毒、頻繁な手洗い・うがい、室内換気、使用した座席・PC等の消毒、

使用可能座席の指定、対面着席禁止、人との距離をおく（できれば2m、最低でも1m）、滞留時間短縮要請（授業時の登学時間の指定、目的施設以外への立寄り自粛等）

レベル2：<閉門を原則とし、入構時に閉門>レベル1の内容 + 入構時の検温・体調チェック（正門/西門・事務室）

レベル3：<閉門。特別の許可のある学生・教職員の業務上の来訪のみ個別対応>レベル2と同様とするが、門での検温・体調チェックはゼミ実施時のみ